

国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）
に係る物資協力の実施について

（平成26年3月11日
閣議決定）

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第25条第1項の規定に基づき、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成25年度において、国際連合に対し、現在、南スーダン共和国で行われている国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMISS）の活動に協力するために必要な

(1) テント 200張

(2) ビニールシート 4,000枚

を無償で譲渡し、この輸送に必要な役務を予算の範囲内において無償で提供する。

説 明

- 1 現在、我が国は、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNM I S S）に、施設部隊等の要員を派遣している。
- 2 南スーダン共和国においては、2013年12月中旬から反政府勢力の攻勢により現地の治安情勢が急激に悪化した。このため、大量の避難民が発生し、一部は国連施設内に避難している。
- 3 このような状況に対し、同月24日、国際連合安全保障理事会は、UNM I S Sによる同国における文民保護及び人道支援のため、UNM I S Sの要員を増加させることなどを内容とする決議を採択した。
- 4 この増員に関連して、UNM I S S各国部隊用のテントが早急に必要となっている。また、国連施設内の避難民の増加に伴い、同避難民向けの救援物資が不足している。
- 5 このため、今般、国際連合から我が国政府に対し、UNM I S Sの活動に必要なテント及びビニールシートの譲渡要請がなされたものである。